

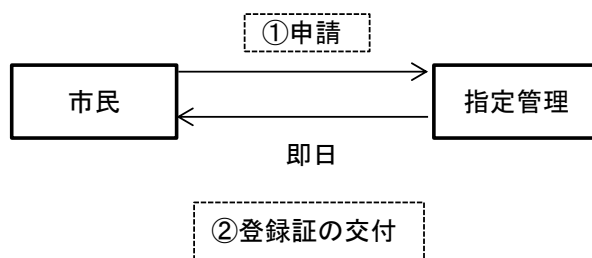
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	個人利用の登録	
処 分 の 概 要	申請に基づいて個人利用の登録を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市青少年センター条例(平成16年条例第6号)	
条 項	第4条	
所 管 課	教育支援センター事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標準処理期間	計	即日
判 断 基 準	<p>青少年センター条例第3条第1項第1号に該当するものの申請であることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市青少年センター条例</p> <p>(利用の資格) 第3条 センターを利用できる者は、次のとおりとする。 (1) 本市の区域内に居住し、又は本市の区域外から本市の区域内に通勤・通学をする青少年 (2) 青少年の健全育成のために活動をする団体(専ら営利を目的として活動をするものを除く。) 2 教育委員会は、前項各号に掲げるものの利用を妨げない範囲内において、教育的、文化的又は公益的な目的のためにセンターを利用しようとする者で適当であると認めるものに対して、センターを利用させることができる。</p> <p>(利用における登録) 第4条 前条第1項第1号に規定する者は、センターを利用するに当たっては、あらかじめ、教育委員会の登録を受けるものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。